幹部特修課程学生選抜規則

平成 13 年４月 26 日
陸上自衛隊達第 21－23 号

改正　平成 14 年３月 27 日達第 122－176 号　平成 16 年１月９日達第 122－187 号
平成 16 年３月 29 日達第 122－190 号　平成 16 年４月 21 日達第 21－23－１号
平成 17 年３月 24 日達第 122－195 号　平成 18 年７月 28 日達第 122－212 号
平成 19 年１月９日達第 122－215 号　平成 19 年３月 27 日達第 122－218 号
平成 21 年２月３日達第 122－230 号　平成 21 年３月 30 日達第 122－232 号
平成 21 年７月 31 日達第 122－235 号　平成 22 年３月 23 日達第 122－241 号
平成 26 年３月 28 日達第 122－263 号　平成 29 年３月 24 日達第 122－282 号
平成 30 年３月 27 日達第 122－293 号　平成 31 年３月 25 日達第 122－300 号
令和元年６月 27 日達第 122-303 号　令和４年５月 10 日達第 21－23－２号
令和６年３月 21 日達第 21－23－３号

幹部特修課程学生選抜規則を次のように定める。

陸上幕僚長　陸将　中谷　正寛

幹部特修課程学生選抜規則

（趣旨）

第１条　この規則は、幹部特修課程の学生（以下「学生」という。）の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生候補者）

第２条　学生は、次項又は第３項に該当し、学生たることを志願し、かつ、その者の属する部隊等の長（別紙第１に掲げる部隊等の長をいう。以下同じ。）の推薦する者（以下「学生候補者」という。）の中から選抜する。

ただし、受験回数は５回までとする。

２　学生を志願できる者は次の各号に該当する者とし、受験資格の生じる年度は別に示すものとする。

（１）　３等陸佐又は１等陸尉の階級にある者

（２）　幹部上級課程を修了した者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者

（３）　受験資格の生じた年度から引き続く５か年以内で年齢４３歳未満の者。ただし、次に掲げる者については年齢４３歳未満の者

ア　公務による国外勤務、国外留学又は部外研修により、幹部上級課程の入校が遅延し、又は当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者

イ　妊娠若しくは出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）又は配偶者同行休業により、幹部上級課程の入校が遅延し、当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者

（４）　指揮幕僚課程又は技術高級課程の修了者及び入校者（予定者を含む。）以外の者

（５）　停職以上の重処分（指揮監督上の責任に起因する重処分を除く。）を受けたことのない者又は停職以上の重処分を受けた者で改しゅんの情が顕著で勤務成績、素行から推薦に値すると部隊等の長が認めた者

３　前項に定める受験資格者の特例については、次のとおりとする。

（１）　前項第１号、第２号、第４号及び第５号に該当する者で、別に定める標準的受験期に該当し、年齢４３歳以上４５歳未満の者のうち、幹部特修課程学生選抜試験への参加（公務上の理由によらない未受験を除く。）が皆無である者

（２）　普通科、機甲科、野戦特科、高射特科、情報科、航空科、施設科、システム通信科又は武器科の職種の一般幹部候補生（部内）課程修了者で、指揮幕僚課程受験回数が４回目の者は、指揮幕僚課程又は幹部特修課程のいずれかを選択して受験するものとする。

（３）　技術高級課程４回目の受験者で、第１次試験が不合格の者は、当該年度の幹部特修課程（以下「本課程」という。）を受験できるものとする。（公務上の理由によらない未受験者は受験回数１回とする。）

４　前２項に定める年齢及び年数は、課程開始の年の４月１日現在におけるものとし、第２項第１号に定める階級は、課程開始の年の前年の７月１日現在におけるものとする。

５　公務に起因する負傷又は、疾病その他公務上の理由により、第２項第３号の規定により難い者については、当該隊員の属する部隊等の長の具申に基づき、陸上幕僚長が適当と認めた場合は学生候補者とすることができる。

（学生選抜の方法）

第３条　学生選抜の方法は、選抜試験及び人物選考とする。また、人物選考については、受験者上申資料に記載されている身体検査及び体力検定結果を含めて実施する。

２　選抜試験は、第１次試験及び第２次試験に分けて行う。

３　人物選考は、第２次試験の受験者に対して行う。

（第１次試験）

第４条　第１次試験は、第８条に定める選抜試験委員会の統轄の下に第９条に定める試験管理官及び試験問題等管理官（以下「第１次試験の各管理官」という。）が行う。

２　第１次試験は、筆記試験とし、試験内容は、職種等の上級指揮官及び幕僚として必要な識能を判定できるものとする。

３　第１次試験は、毎年８月又は９月に別紙第２に示す各試験地において、１日間実施する。

４　第１次試験の合格者は、当該年度における学生選抜予定人員数のおおむね１．５倍を基準として決定する。

５　第１次試験の試験期日及び試験課目は、毎年４月下旬までに陸上幕僚長が示す。

（第２次試験）

第５条　第２次試験は、第８条に定める選抜試験委員会の統轄の下に第９条の２に定める総括試験管理官及び試験管理官が行う。

２　第２次試験は、当該年度の第１次試験合格者（第１９条の規定による受験の延期を認められた者を含む。）の資質を検査し、学生として十分な資質を具備する者を選抜することを目的とする。

３　第２次試験は、面接試験等により学生としての適性及び服務の状況を検査する。

４　第２次試験は、各学校（幹部候補生学校、高等工科学校及び自衛隊体育学校を除く。）において、通常１０月下旬から１１月中旬に１週間以内で実施する。

５　第２次試験の試験期日及び試験課目は、毎年４月下旬までに陸上幕僚長が示す。

（人物選考）

第６条　人物選考は、学生候補者の人物を審査し、隊務に精励し、識見能力が優秀にして将来職種等の上級指揮官又は幕僚として発達の見込十分なる者を選抜することを目的とし陸上幕僚長が行う。

（学生の決定）

第７条　陸上幕僚長は、第２次試験の受験者のうちから選抜試験及び人物選考の結果に基づき学生としてふさわしい者を決定する。ただし、幹部特修課程（兵站）学生は、武器科・需品科・輸送科・施設科・システム通信科・化学科職種の者から、各職種学校長が学生候補者を指定・上申し、陸上幕僚長が決定するものとする。

（選抜試験委員会）

第８条　陸上自衛隊教育訓練研究本部に幹部特修課程学生選抜試験委員会（以下「委員会」という。）を設置し、陸上自衛隊教育訓練研究本部長を委員長として試験の実施を統轄する。

２　委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　第１次試験及び第２次試験の試験期日、試験課目の細部を作成し、陸上幕僚長に具申すること。

（２）　第１次試験の日程表、試験問題その他試験実施に必要な事項を定め、次条に定める試験管理官又は試験問題等管理官に送付するとともに、試験実施要領に関し、各部隊等に通知すること。

（３）　第２次試験の日程表、試験問題その他試験に必要な事項を定め、各部隊等に通知すること。

（４）　第１次試験及び第２次試験の採点を実施すること。

（５）　第１次試験及び２次試験受験者の成績、序列及び所見を陸上幕僚長に報告すること。

（６）その他第１次試験及び第２次試験実施に関すること。

３　委員会は、委員長、副委員長、全般委員、職種委員をもって組織する。

４　委員長、副委員長、全般委員、職種委員は、別紙第３に掲げる者をもって充てる。

５　全般委員、職種委員を補佐させるため、委員会に補助官を置くことができる。
６　補助官は、２等陸佐以上を原則とし、やむを得ない場合は、学生志願資格のなくなった３等陸佐又は１等陸尉のうちから別紙第３に掲げる全般委員を差出しの教育訓練研究本部長、陸上幕僚監部人事教育部長又は職種委員を差出しの学校長が命ずる。
７　職種委員を差出した学校長は、新たに職種委員（補助官を含む。）を指名した都度委員長に通報するものとする。
８　委員長は、必要に応じ、委員会を開催することができる。
９　委員長は、この条に定めるもののほか、委員会の運営の細部　要領について定めることができる。
（第１次試験の試験管理官及び試験問題等管理官）
第９条　第１次試験を実施するため、方面総監及び別紙第２に規定する試験地に所在する学校の長は、第１次試験の試験管理官及び同補佐を置く。
２　北部方面総監及び西部方面総監は、試験問題等管理官及び同補佐を置く。
３　第１次試験の各管理官は、第１次試験の実施に関し委員長に対し責任を負う。
４　第１次試験の各管理官及び同補佐は、学生志願資格がなくなった佐官の階級の者をもって充てる。
５　第１次試験の各管理官及び同補佐を新たに指名したときは、その都度委員長に通報するものとする。
（第２次試験の試験管理官、総括試験管理官及び試験担任官）
第９条の２　各学校（富士学校、幹部候補生学校、高等工科学校及び自衛隊体育学校を除く。）に第２次試験の試験管理官を置き、学校長をもって充てる。
２　富士学校に総括試験管理官及び第２次試験の試験管理官を置き、総括試験管理官は学校長が指名する者をもって、第２次試験の試験管理官は各職種部長をもって充てる。
３　各学校（幹部候補生学校、小平学校、高等工科学校及び自衛隊体育学校を除く。）に試験担任官を置き、第２次試験の試験管理官が指名する１等陸佐以上の幹部自衛官をもって充てる。
４　小平学校に試験担任官を置き、小平学校会計科部長及び警務科部長をもって充てる。
５　富士学校に総括試験管理官の補佐を、各学校（幹部候補生学校、高等工科学校及び自衛隊体育学校を除く。）に第２次試験の試験管理官及び試験担任官の補佐を置き、学生の志願資格がなくなった佐官の階級の者をもって充てる。
６　総括試験管理官及び第２次試験の試験管理官（富士学校を除く。）は、第２次試験の実施に関し委員長に対し責任を負う。
７　富士学校の第２次試験の試験管理官は、第２次試験の実施に関し総括試験管理官に対し責任を負う。

８　試験担任官は、第２次試験の実施に関し第２次試験の試験管理官に対し責任を負う。
９　総括試験管理官、第２次試験の試験管理官は、総括試験管理官、第２次試験の試験管理官、試験担任官及び同補佐を変更したときは、その都度委員長に通報するものとする。
（第１次試験の試験管理官及び試験問題等管理官の事務）
第10条　第１次試験の試験管理官は、次の各号に掲げる事務を行う。
（１）　別紙第２に示す試験地に試験場を開設すること。
（２）　学生選抜のための受験に関する通知に基づき、学生候補者を把握し、８月上旬までに関係部隊等の長に当該通知書を送付すること。
（３）　委員長及び試験問題等管理官から、試験問題を受領して試験を実施させ、試験終了後答案を第１次試験受験者人員表（別紙第４）とともに委員長及び試験問題等管理官に送付すること。
（４）　第１次試験の実施結果を委員長又は試験問題等管理官に報告すること。
２　第１次試験における試験問題等管理官は、方面隊内の試験問題、答案等の受領、保管、送付及び回収のほか、方面隊内各試験地の試験管理の統括を行う。
（総括試験管理官、第２次試験の試験管理官及び試験担任官の事務）
第10条の２　総括試験管理官及び第２次試験の試験管理官（富士学校を除く。）は、次の各号に掲げる事務を行う。
（１）　試験場を開設すること。
（２）　第５条第５項に規定する指示に基づき、通常、10月中旬第２次試験受験者の所属部隊等の長に第２次試験細部指示（試験日程等を含む。）を送付すること。
（３）　試験担任官に第２次試験を実施させること。
（４）　その他第２次試験の実施に関する事項を定めること。
２　小平学校の試験担任官及び第２次試験の試験管理官（小平学校を除く。）は次の各号に掲げる事務を行う。
（１）　試験問題を作成すること。
（２）　第２次試験の受験者の成績、序列及び所見を委員長に報告すること。
３　試験担任官は、第２次試験の試験管理官が定める試験日程表及び試験問題による試験を実施する。
（学生候補者の報告及び通知）
第11条　部隊等の長は、当該部隊等に属する者で第２条の規定に該当し学生を志願する者のうち、平素の勤務成績が良好であり、かつ、人物、識見、能力ともに学生として適当と認められる者につき、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36－６号（４４．１．３０））第５条別表第３の規定による幹部候補生等の健康診断を受けさせ、その結果適当と認められる者につき、学生候補者（上申）名簿（別紙第５）及び学生候補者数総括表（別紙第６）を作成し、本課程試験受験の年の７月１０日までに順序を経て陸上幕僚長に報告（１部）するとともに直接委員長に提出（１部）する

ほか、別紙第２に示す区分に従い当該管理官に対し、該当する学生候補者の名簿を提出する。

（学生候補者の取消し及び試験地の変更）

第 12 条　前条に定める学生候補者（上申）名簿の提出後、学生候補者の取消しがある場合又は試験地変更の必要がある場合には、部隊等の長はその都度速やかに前条に準じ委員長及び第１次試験の当該管理官に通知するものとする。

（第１次試験の実施要領）

第 13 条　第１次試験の実施要領は、次の各号に定めるところによる。

（１）　委員長は、試験問題を試験期日のおおむね５日前に第１次試験の各管理官に送付する。

（２）　各管理官は、委員長の定める試験問題により試験を実施させる。

（３）　部隊等の長（陸上幕僚監部にあっては陸上幕僚長とする。以下同じ。）は、個別命令により試験の受験を命ずる。

（第２次試験の実施要領）

第 14 条　第２次試験の実施要領は、次の各号に定めるところによる。

（１）　第２次試験の試験管理官は試験担任官に第２次試験を実施させる。

（２）　部隊等の長は、第 10 条の２第１項第２号に規定する細部指示に基づき、個別命令により第２次試験の受験を命ずる。

（受験中止）

第 15 条　学生候補者は、公務に起因する疾病その他特別の事由によるほか、受験を中止することはできない。

２　前項の事由により受験を中止しようとする者は、順序を経て部隊等の長の許可を受けなければならない。

（試験結果の報告）

第 15 条の２　委員長は、試験結果を次の各号に定めるところにより報告する。

（１）　第１次試験終了後、第４条第４項の規定により、第１次試験の成績、序列及び所見につき第１次試験結果を作成し、陸上幕僚長に報告（２部）する。

（２）　第２次試験終了後、受験者全員につき第２次試験結果を作成し、陸上幕僚長に報告（２部）する。

（試験結果の発表）

第 16 条　陸上幕僚長は、第１次試験合格者を通常９月下旬から 10 月上旬に発表する。

２　第１次試験及び第２次試験の成績は、公表しない。

３　第２次試験の合格者は、通常 11 月下旬に発表する。

（駐屯地司令の第１次試験実施支援）

第 17 条　第１次試験において試験場が開設される駐屯地の駐屯地司令は、試験場の開設、勤務員の差出しその他第１次試験の実施に関し、第１次試験の試験管理官に所要の支援を行うものとする。

（秘密保全）

第18条　委員会に属する者、総括試験管理官、試験管理官、試験問題等管理官、試験担任官及び各補佐は、試験問題（試験実施まで）、試験成績その他職務上知り得た内容を漏えいしてはならない。

（入校等の延期）

第19条　学生に選抜された者は、次に掲げる場合には、入校を延期することができる。

（１）公務による国外勤務、国外留学又は部外研修等による場合

（２）妊娠若しくは出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）又は配偶者同行休業による場合

２　第１次試験合格者は、前項に規定する場合には、第２次試験の受験を延期することができる。

３　前２項に規定する場合によるほか、入校の延期又は第２次試験の受験の延期の決定は、当該隊員の属する部隊等の長の具申によって、陸上幕僚長が行う。

（外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜）

第20条　外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成13年５月１日から施行する。

附　則（平成14年３月27日陸上自衛隊達第122－176号抄）

１　この達は、平成14年３月27日から施行する。ただし、第３条、第６条の改正規定及び第９条、第10条の予備自衛官補以外に係る改正規定は、同年４月１日から施行する。

附　則（平成16年１月９日陸上自衛隊達第122－187号）

この達は、平成16年１月９日から施行する。

附　則（平成16年３月29日陸上自衛隊達第122－190号）

１　この達は、平成16年３月29日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成16年４月21日陸上自衛隊達第21－23－１号）

この達は平成16年４月21日から施行する。

附　則（平成17年３月24日陸上自衛隊達第122－195号）

この達は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年７月28日陸上自衛隊達第122－212号）

１　この達は、平成18年７月31日から施行する。

２　この達の施行に際し、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成19年１月９日陸上自衛隊達第122－215号）

この達は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年３月27日陸上自衛隊達第122－218号）

１　この達は、平成19年３月28日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成21年２月３日陸上自衛隊達第122－230号）

この達は、平成21年２月３日から施行する。

附　則（平成21年３月30日陸上自衛隊達第122－232号）

この達は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年７月31日陸上自衛隊達第122－235号）

この達は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成22年３月23日陸上自衛隊達第122－241号）

この達は、平成22年３月26日から施行する。

附　則（平成26年３月28日陸上自衛隊達第122－262号）

この達は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月24日陸上自衛隊達第122－282号）

この達は、平成２９年３月27日から施行する。

附　則（平成30年３月27日陸上自衛隊達第122－293号）

この達は、平成３０年３月27日から施行する。

附　則（平成31年３月25日陸上自衛隊達第122－300号）

この達は、平成３１年３月25日から施行する。

附　則（令和元年６月27日陸上自衛隊達第122-303号）

この達は、令和元年６月27日から施行する。

附　則（令和４年５月10日陸上自衛隊達第21－23－２号）

この達は、令和４年５月10日から施行する。

附　則（令和６年３月21日陸上自衛隊達第21－23－３号）

この達は、令和６年３月21日から施行する。

別紙第１（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">部隊等</th><th>部隊等の長</th></tr>
<tr><td colspan="2">陸上幕僚監部</td><td>各部長等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">陸上総隊</td><td>団</td><td>団長</td></tr>
<tr><td>上記以外の部隊</td><td>陸上総隊司令官</td></tr>
<tr><td rowspan="4">方面隊</td><td>師団</td><td>師団長</td></tr>
<tr><td>旅団</td><td>旅団長</td></tr>
<tr><td>団</td><td>団長</td></tr>
<tr><td>上記以外の部隊</td><td>方面総監</td></tr>
<tr><td colspan="2">防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊及び自衛隊情報保全隊を除く。）</td><td>当該部隊の長</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊情報保全隊</td><td>自衛隊情報保全隊司令</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校（自衛隊体育学校を含む。）及び学校長に隷属する部隊</td><td>学校長</td></tr>
<tr><td colspan="2">補給処</td><td>方面総監</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊中央病院</td><td>自衛隊中央病院長</td></tr>
<tr><td colspan="2">陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院</td><td rowspan="2">方面総監</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊地方協力本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育訓練研究本部及び教育訓練研究本部長に隷属する部隊</td><td>教育訓練研究本部長</td></tr>
<tr><td colspan="2">補給統制本部</td><td>補給統制本部長</td></tr>
</table>

別紙第２（第４条、第 10 条）

試　験　地　一　覧　表

部隊等	試験地
北部方面隊	旭　川 真駒内 東千歳 帯　広
東北方面隊	仙　台 神　町 青　森
東部方面隊	朝　霞 練　馬 相馬原 松　戸
中部方面隊	伊　丹 守　山 海田市 善通寺
西部方面隊	福　岡 北熊本 那　覇 相　浦
富士学校	富　士
高射学校	下志津
航空学校	明　野
施設学校	勝　田
システム通信・サイバー学校	久里浜
武器学校	土　浦
小平学校	小　平

別紙第３（第８条関係）

幹部特修課程学生選抜試験委員会

委　員　長	教育訓練研究本部長
副 委 員 長	陸上幕僚監部人事教育部長
	教育訓練研究本部教育部長
全 般 委 員	陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
	教育訓練研究本部教育部総括室長
職 種 委 員	富士学校普通科部副部長
	富士学校特科部副部長
	富士学校機甲科部副部長
	高射学校第１教育部長
	情報学校第１教育部長
	航空学校第１教育部長
	施設学校教育部長
	システム通信・サイバー学校第１教育部長
	武器学校第１教育部長
	需品学校教育部長
	輸送学校教育部長
	化学学校教育部長
	小平学校警務科部長
	小平学校会計科部長
	衛生学校教育部長

別紙第４（第 10 条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

選抜試験委員長　殿

発簡者名㊞

令和　　年度幹部特修課程学生選抜第１次試験受験者人員表

				受験者人員	
受験職種等	人　員	受験職種等	人　員	受験職種等	人　員
普　通　科		航　空　科		輸　送　科	
機　甲　科		施　設　科		化　学　科	
野 戦 特 科		システム通信科		警　務　科	
高 射 特 科		武　器　科		会　計　科	
情　報　科		需　品　科		衛　生　科	

受　験　中　止　者　名　簿			
所　　属	階　級	氏　　名	理　　由

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：この表は、受験中止者名簿に記載した場合、「個人情報（注意）」とする。

別紙第５（第 11 条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

殿

発簡者名

令和　　年度幹部特修課程学生選抜第１次試験学生候補者（上申）名簿

所属部隊等名 （補職年月日）	階　級 （幹部名簿番　号）	職種等	氏　名 （認識番号） （生年月日）	学　歴	期別 （B. U.Ⅰ）	現　任 教　養	特　技	主要経歴	健康状態 判定の理由	希 望 試験地	体力検定 （級、合否） （実施時期）	所属長所見
（記載例） 13 普連 (8.3.22) （３普連）	１尉 (4100)	普	○○○○ (1021000) (42.9.7)	早大 (政経)	90 (U)	ｉＡＯＣ (103)	11020 11012	15 普連　3.3 幹候校　6.3	Ａ	旭川 (名寄)	共通：５ 戦技：合 (29.5)	
（記載例） 10 施大 (10.8.1)	１尉 (3200)	施	○○○○ (1020000) (41.5.1)	防大 (土)	89 (B)	ＥＡＯＣ (61)	16020 16017	３施群　6.3 施　校　8.3	Ｂｂ 高血糖	守 山	共通：５ 戦技：否 (28.9)	

寸法：日本産業規格Ａ４

注：１　受験年の８月異動予定者の所属部隊等名欄及び希望試験地欄の記入に当たっては、所属部隊等名欄に異動予定先部隊等名を括弧で記入するとともに、希望試験地欄に異動予定先希望試験地を、また、括弧内に異動予定先駐屯地名を記入する。

２　健康状態は、健康診断の判定（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）結果を記入する。

３　国際貢献活動等公務により受験機会を（受験回数、年齢）を回復した者については、その旨を所属長所見欄に記入する。

４　体力検定結果については、受験年又は受験の前年の結果を記入する。
ただし、共通と戦技等に直結する体力検定の受検月が違う場合は、最新の月を記入する。

５　この名簿は、記載後「個人情報（注意)」とする。

別紙第６（第 11 条関係）

令和　　年度幹部特修課程学生選抜試験学生候補者数総括表

１　希望試験地状況表　　部隊等名

試験地		職種等															合計
		普通科	機甲科	特科		情報科	航空科	施設科	システム通信科	武器科	需品科	輸送科	化学科	警務科	会計科	衛生科	
				野戦	高射												
北部方面隊	旭川																
	真駒内																
	東千歳																
	帯広																
東北方面隊	青森																
	仙台																

注：受験年８月異動予定者については、異動予定先希望試験地を記入する。

２　職種等別・グループ別・期別上申状況表　　部隊等名

期別		職種等															合計
		普通科	機甲科	特科		情報科	航空科	施設科	システム通信科	武器科	需品科	輸送科	化学科	警務科	会計科	衛生科	
				野戦	高射												
（例）AGp／BGp																	

寸法：日本産業規格Ａ４